

# 杉並区会計年度任用職員(一般)

## 【子どもの権利相談員】

### 募集案内

令和8年3月24日

杉 並 区

#### 【1】 採用区分及び応募資格等

##### (1) 採用区分等

採用区分		勤務態様	採用予定数	勤務場所
会計年度任用職員 (一般)	子どもの権利 相談員	月16日/ 1日7時間45分	1名程度	杉並区役所ほか

##### (2) 仕事内容

令和7年4月1日に施行された「杉並区子どもの権利に関する条例」により設置された区長の付属機関である「子どもの権利救済委員」を補佐し、子どもの権利侵害に関する救済と問題解決を図るための以下の業務(①～④)を行います。

- ①電話、手紙、メール、LINE、WEBフォーム、面談等による相談受付業務や支援業務
- ②関係機関との連絡、調整、調査等
- ③子どもの権利の保障についての普及啓発活動や資料作成
- ④その他、所属長の指示する事項

そのほか、出張(杉並区内)を伴う相談業務や啓発活動イベントへの従事など、相談室以外での勤務が発生する場合があります(土日に出勤がある場合があります)。

##### (3) 任用期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

※条件付採用期間(試用期間)1か月

※公募によらない再度の任用制度あり

(公募によらない再度任用の可否は勤務実績等による能力実証を行います。)

##### (4) 応募資格

###### ① 次のすべての要件に該当する方

- 1 事務処理(Excel、Word、PowerPoint、メール等のパソコン操作を含む)について一定程度の能力を有する者
- 2 社会福祉士、公認心理師、精神保健福祉士、臨床心理士、保育士、教員もしくは弁護士の資格を有するまたは、同等の相談経験などの実績がある方



#### 【4】 第二次選考

日時・場所 (予定)	○令和8年4月18日(土) 午前中を予定 (時間等の詳細は第一次選考合格通知にてお知らせします。) ○杉並区役所本庁舎	
方法	面接	会計年度任用職員として必要な基礎的知識等について個別面接を行います。
合格発表	令和8年4月20日(月) 予定(詳細は、第二次選考当日にご説明します。)	

#### 【5】 報酬・手当

月額 260,064円(令和7年12月1日現在)(地域手当に相当する報酬を含みます)

- ※1 再度任用された場合、経験加算(昇給)があります。また、特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。
- ※2 通勤費を支給します。(上限1か月55,000円まで)
- ※3 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。
- ※4 期末手当・勤勉手当を支給します。(6か月以上の任用期間がある場合に支給します。ただし勤務時間が1週15時間30分未満かつ勤務日数が1週2日以下の場合には支給対象外です。)

#### 【6】 勤務条件・休暇

- ◇ 勤務日は原則として、月・水・金・土曜日で、月16日勤務です。  
ただし、業務内容によって、火・木・日曜日・祝日法による休日に勤務日となる場合があります。
- ◇ 月・水・金曜の勤務時間は原則として午前10時30分から午後7時15分までの1日7時間45分勤務です。(休憩時間は別途60分)また、土曜の勤務時間は原則として午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分勤務です。(休憩時間は別途60分)
- ◇ 公務のため必要がある場合は所定の勤務時間を超えた勤務(超過勤務)となる場合があります。
- ◇ 年次有給休暇は、年13日付与されます。
- ◇ 慶弔休暇、夏季休暇、子育て支援や介護に関する休暇などの制度があります。  
(ただし、勤務形態によって付与される休暇が異なります。)

#### 【7】 社会保険・福利厚生

- ◇ 社会保険(健康保険・厚生年金保険)及び雇用保険に加入します。  
なお、健康保険は東京都職員共済組合のものになります。
- ◇ 年1回、一般的な健康診断が受けられます。
- ◇ 労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。
- ◇ 杉並区職員互助会に加入することができます。

#### 【8】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の

禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

### 【9】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和2年度から新たに創設された地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

### 【10】 申込み・問合せ先

杉並区役所 子ども家庭部管理課 子どもの権利推進担当

〒166-8570

東京都杉並区阿佐谷南1-15-1

TEL：03-3312-2111（代表） 内線1356

杉並区役所ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>